

(総務省「改正政治資金規正法等の概要」より抜粋)

## Ⅱ

# 寄附・支出に関する改正

- 1 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止** (令和9年1月1日から適用)  
政党がする公職の候補者個人への政治活動(選挙運動を除く。)に関する金銭等による寄附が禁止されます。
- 2 渡切りの方法による支出の禁止等** (令和8年1月1日から適用)  
政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされています。  
政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないとされています。
- 3 外国人・外国法人等による政治活動に関する寄附の禁止** (令和9年1月1日から適用)  
外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。(従来から、寄附を受けることは禁止されています。)

## Q 渡切りの方法による支出の禁止等とは

### 1 渡切りの方法による支出の禁止〔令和7年法律1号〕

令和6年12月改正（令和7年法律1号）により、渡切りの方法による支出の禁止について、以下のような規定が加わりました。

- ① 政治団体の経費の支出は、その政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされました（政資8の2の2）。
- ② また、政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこととされました（政資2Ⅲ）。

「渡切り」については、特段の定義規定は置かれていませんが、政治団体の役職員又は構成員に対する支出で、政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもので、支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、精算や返納が不要なものと解されています。

いわゆる「政策活動費」については法令上特段の規定はありませんでしたが、政党が党の役職者等に対して行う支出について、それを受け取った役職者等がどのような用途に使ったのか明らかでないという点が国会で議論されてきました。この改正により、いわゆる「政策活動費」の支出そのものを禁止することとされました。

この改正法は、令和8年1月1日から施行されています。